

保育専門委員会（第3回、2月16日開催）における主な意見（未定稿）

**【保育所での生活、食育等】**

- 保育所の日常生活の中での遊び、食事、睡眠などが、家庭との連続性の中で習慣化されて、定着が図られることが必要。保育所での取組に加え、家庭との連続性の中で、丁寧に家庭を支援していくことが重要。
- 子どもの食べている様子を直接把握したり、食事時間以外に子どもと会話をしたりすることが、調理にもつながってくる。子どもとの関わりを持つことも調理員の仕事の一部であると明確に示すことができないか。
- 食育の推進に関しては、イベント的な取組が取り上げられることが多いが、食育に取り組む目標を明確に意識して、保育実践と一体となった取組が進められることが重要。食育の推進において、自園調理が果たす役割も非常に大きいと考える。
- 午睡については、4歳では4分の3の子どもが午睡を必要としていないという研究結果等も踏まえ、4歳以上の午睡に関しては、一律の取扱いとしないことが望ましいと考える。

**【健康支援等】**

- 感染経験が少なく、体力・免疫力とも十分にない乳幼児にとって、保育所は初めての集団生活の場となることから、感染症に対する備えが最も重要。感染症ガイドラインが整備されているが、その実効性を図るためには看護師の配置などの環境整備が重要。
- 慢性疾患を持つ乳幼児への適切な生活管理の指導のためには、小学生以上の心疾患、腎疾患に用いられている学校生活管理指導表に準じて、「生活管理指導表（仮称）」を作成し、嘱託医と連携しながら保育を進めていくことが望ましい。
- 慢性疾患や障害などで医療的なケアが必要となる子どもについては、保護者との合意、職員間での合意のもとで、協力して保育を行っていくことが必要。合理的配慮ということ念頭に置いて取り組むことも重要。

## 資料 5

○気になる子どもの育ちや家庭の状況などに対応する際に、嘱託医と連携を図っている例もある。嘱託医との連携が多方面にわたることを盛り込むことで、保育の現場が求める嘱託医の役割もより意識されるのではないか。

### 【安全の確保等】

○安全の確保については、死亡事故の危険が高い食事中や水遊び、プール遊びなど、注意すべきポイントを盛り込むことができるのではないか。

○重大事故の防止に関しては、ハザードを取り除くことは必要だが、遊びの価値でもあるリスクまで取り除いてしまうのは疑問。子どもの活動を過剰に制約すると、子ども自身が身を処す力をはぐくむ機会が失われ、子どもの成長発達にも望ましくないと考える。こうしたことについては、保護者の意識への働きかけも必要。

○学校保健安全法では、責任の所在が明記されているが、保育指針では、実施体制の整備など努力義務としてしか記載されていない。子どもの健康や安全を考えるならば、もう少し歯止めのある記載が必要ではないか。